

【ホームページ掲載用】

一般名処方について(一般名処方加算)

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方(一般的な名称により処方箋を発行すること)を行なう場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

後発医薬品のある先発医薬品(長期収載品)の選定療養費徴収開始について

令和6年10月1日より、外来での後発医薬品のある先発医薬品(以下、長期収載品)の処方において、医療保険の患者自己負担額とは別に特別の料金(選定療養費)を徴収する制度が開始されました。

医療上の必要性が認められず、長期収載品の処方を患者様が希望する場合、長期医薬品と後発医薬品の差額の4分の1に相当する金額を患者様にご負担頂くこととなりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

詳細は厚生労働省HPをご覧ください(下記URL)。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html